

J-FLEC 認定アドバイザーを 募集しています！



J-FLEC 認定アドバイザー
※J-FLEC認定アドバイザー専用ロゴマーク

金融経済教育推進機構(通称:「J-FLEC」(ジェイフレック))は、特別の法律に基づき国の認可を受け、中立・公正な立場から、官民一体で金融経済教育を推進する唯一の公的機関(金融庁所管の認可法人)です。

J-FLECでは、J-FLECが定める審査を通過した個人を、一定の中立性を有し、顧客の立場に立ったアドバイザー(「J-FLEC認定アドバイザー」)として認定・公表しています。

「J-FLEC認定アドバイザー」は、家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等についてアドバイスを行う者です。

J-FLEC認定アドバイザーに認定されると…

J-FLEC認定アドバイザーは、相談を検討される方にとって、**中立的で信頼できるアドバイザー**を選ぶ指標となります。認定後は、J-FLECの認定アドバイザー検索ページに掲載され、相談を検討される方に見つけていただきやすくなります。また、J-FLECが提供する研修を通じて、家計管理や資産形成、保険、ローン、消費者トラブルなど幅広い分野の知識、年金制度や金融に関する法令・税制等に係る最新情報等も習得いただけます。地域ごとの交流会にも参加できます。



称号の利用

ご自身の相談業務等において、「J-FLEC認定アドバイザー」の称号を利用できます。



割引クーポンの利用

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポンの対象事業者(ご自身の有料相談において割引クーポンを利用することが可能)になることができます。
※割引クーポンの対象事業者になるには、所定の手続きを経る必要があります。

所定の審査に合格するとJ-FLEC講師・J-FLEC相談員としても活躍できます！



J-FLEC講師

J-FLECの講師派遣(出張授業)、セミナー等において講師を担うことができます。

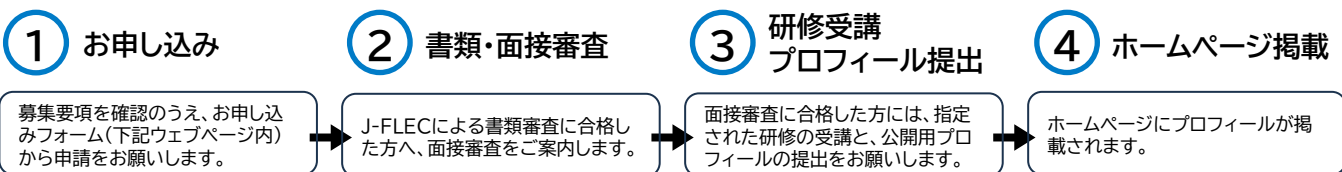


J-FLEC相談員

「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験(対面、オンライン相談及び電話相談)において相談員を担うことができます。
※J-FLECの事務所内での業務のため、首都圏にお住まいの方が対象です。

※J-FLEC講師及びJ-FLEC相談員に登録された場合は、業務委託契約を締結のうえ、当該契約に基づき報酬をお支払いします。

J-FLEC認定アドバイザーの認定を受けるには…



お申し込みに当たっては、裏面の募集要項や、J-FLEC認定アドバイザーの認定要件及び審査プロセス等に係る「FAQ」(ウェブサイトに掲載)を必ずご確認ください。

FAQの詳細は
こちら➡



募集要項

認定要件

- 次のいずれにも該当しないこと
 - 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している(注1、2)
 - 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている(注3)
- 家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等に関するアドバイスを提供するために有益な資格(CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上)、外務員(1種)、弁護士等の士業、消費生活相談員等)及び一定の業務経験(原則として当該資格に関するもの)を有すること
- 法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていないこと(注4)
- 反社会的勢力ではないこと
- その他、金融経済教育推進機構が不適当と認めた者でないこと

(注1)「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等」(以下、「金融機関等」という。)とは、以下を指す。

- ・金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第3条第3項に規定する「金融商品販売業者等」
- ・金融商品取引法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」を行う者のうち同項第2号に規定する「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」を行う者、第4項に規定する「投資運用業」を行う者
- ・貸金業法第2条第2項に規定する「貸金業者」
- ・宅地建物取引業法第2条第3号に規定する「宅地建物取引業者」
- ・上記に列記した事業者のグループ会社(親会社、子会社、関連会社、親会社の子会社及び親会社の関連会社を総称していう。)

(注2)「金融機関等に所属している」とは、金融機関等に役職員(非常勤職員等を含め雇用形態は問わない)として勤務していることまたは自身でこれらの事業を営んでいることを指す。

(注3)「顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」とは、例えば金融機関等より顧客に対するアドバイスの結果として生じた取引等によって報酬(非金銭的なものを含む。)を得る仕組みを設けていることをいい、実際に報酬の支払いがなされていない場合も含む。

(注4)「法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていない」とは、以下のいずれにも該当しない場合を指す。

- ・禁錮以上の刑又は刑法の罪を犯したことによる罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・金融庁による行政処分の執行が終了した日から5年を経過しない者
- ・J-FLEC又はJ-FLEC認定アドバイザーの称号の権威、信頼性を害したことによりJ-FLEC認定アドバイザーの認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

資格等及び一定の業務経験の例

J-FLEC認定アドバイザーの認定要件にある「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として、以下を例示します。なお、ここに例示した以外の資格・業務経験であっても、申請者の経歴等と照らしたうえで、「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として認めることがあります。

資格等(例)

CFP®、AFP、FP 技能検定(2級以上)
外務員(1種)
証券アナリスト
プライベートバンカー
公認会計士
税理士
弁護士
司法書士
行政書士
社会保険労務士
消費生活相談員
消費生活アドバイザー
DCプランナー(1級)
住宅ローンアドバイザー
銀行業務検定(税務2級)
銀行業務検定(相続アドバイザー3級以上)
銀行業務検定(年金アドバイザー3級以上)
金融窓口サービス技能検定(1級)
投資助言・代理業者

一定の業務経験(例)

個人からのFP分野における相談・提案業務
個人からの公的年金・社会保険に係る相談
個人への対面による金融商品の提案・販売
個人への対面による保険契約の提案・販売
個人への不動産購入の資金計画作成・提案
個人への住宅ローンに係る審査・相談等
個人融資に係る審査・財務状況分析・相談等
個人に対する各種税務相談(確定申告、相続、遺言等)
成年後見制度に係る相談
保護者に対する教育資金プラン等の提案
児童・生徒に対する金融経済教育の実施
個人への金融商品に係る投資助言

J-FLEC認定アドバイザーの
申請はこちら➡

